

# 造血幹細胞移植等の治療後における 予防接種の再接種費用助成について

観音寺市では骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植等のため、接種したワクチンの効果が消失もしくは低下し、再接種の必要があると医師に判断された場合、再接種にかかった費用の一部の助成を行っています。

## 1. 対象となる方

次の全ての要件を満たす人が対象です。

- ① 再接種時において、観音寺市民である方
- ② 再接種時において、20 歳未満である方
- ③ 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種により獲得した免疫が消失または低下し、再接種が必要であると治療をした医師または起因基礎疾患専門医師に判断されている方

## 2. 対象となる予防接種と助成の上限年齢

| ワクチンの種類                                               | 上限年齢 |
|-------------------------------------------------------|------|
| BCG                                                   | 4 歳  |
| 小児用肺炎球菌                                               | 6 歳  |
| ヒブ                                                    | 10 歳 |
| 5 種混合・4 種混合                                           | 15 歳 |
| B 型肝炎・不活化ポリオ・麻しん風しん・<br>水痘・日本脳炎・2 種混合・3 種混合・<br>子宮頸がん | 20 歳 |

※造血幹細胞移植等の治療前に受けた定期予防接種が再接種費用の助成の対象です。

## 3. 助成額

- ・再接種に要した費用と、観音寺市の上限金額のいずれか低い額を助成額とします。
- ・ワクチン毎に上限金額があります。
- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に、任意により再接種した費用が対象です。
- ・助成の対象は予防接種費用のみです。文書料、検査料等は対象外です。
- ・申請することができる期間は、再接種を受けた日から 1 年以内です。

## 4. 費用助成を受けるまでの流れ

裏面をご覧ください。

## 5. 注意点

この予防接種は任意接種です。  
接種については治療医等に相談の上、決定してください。

## 6. 再接種によって健康被害が起こった場合

独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対し、健康被害の救済手続きを行うことができます。

お問合せ先

観音寺市 健康増進課 予防係 TEL 0875-23-3927

## 〈 費用助成を受けるまでの流れ 〉

|                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 治療医に相談後、再接種前に観音寺市健康増進課予防係に以下の書類を提出する                                                                                                                                                                     |
| ①様式第 1 号<br>「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払対象認定申請書」<br>②様式第 2 号<br>「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種に関する理由書」（治療医が作成）<br>③母子手帳等の予防接種のページの写し                                                                           |
| 2. 助成の可否の決定に関する通知書等を受け取る                                                                                                                                                                                    |
| <u>助成を受けられる場合</u><br>①様式第 3 号<br>「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払対象認定通知書」<br>②様式第 4 号<br>「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種実施依頼書」、予診票<br><br><u>助成を受けられない場合</u><br>①様式第 5 号<br>「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払対象不認定通知書」 |
| 3. 予防接種を受ける                                                                                                                                                                                                 |
| 以下の書類等を医療機関に提出して予防接種を受ける<br>①様式第 4 号「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種実施依頼書」<br>②予診票<br>③母子健康手帳                                                                                                                      |
| 4. 以下の書類を観音寺市健康増進課予防係に提出する ※接種してから 1 年以内                                                                                                                                                                    |
| ①様式第 6 号<br>「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払支給申請書」<br>②予防接種費用の領収証と明細書<br>③予診票の原本<br>④母子健康手帳等の予防接種の記録が記載されているページの写し                                                                                            |
| 5. 助成額に関する通知書を受け取る                                                                                                                                                                                          |
| 様式第 7 号「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払決定通知書」<br>または<br>様式第 8 号「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払不支給決定通知書」                                                                                                        |
| 6. 以下の書類を観音寺市健康増進課予防係に提出し、再接種費用を請求する                                                                                                                                                                        |
| 様式第 9 号「造血幹細胞移植等の治療後における予防接種の再接種費用償還払請求書」                                                                                                                                                                   |
| 7. 金融口座へ助成金が振り込まれる                                                                                                                                                                                          |